

# 総 括 調 査 票

令和4年10月公表分（5事案）

## 【 目 次 】

頁

(24)	[ 経 済 産 業 省 ]	燃料油価格激変緩和対策事業	1
(25)	[ 経 済 産 業 省 ]	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	5
(27)	[ 国 土 交 通 省 ]	地域公共交通確保維持改善事業	7
(38)	[ 各 府 省 ]	データ入力業務の請負等に係る経費	10
(39)	[ 各 府 省 ]	再生可能な資源ごみの処理に係る経費	13

# 総 括 調 査 票

調査事業名	(24) 燃料油価格激変緩和対策事業		調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 447,262百万円(一般予備費、エネ特予備費使用額等含む。) 令和4年度 : 277,435百万円(一般予備費使用額) (参考 令和4年度 : 1,165,503百万円(第1号補正予算額))			
府省名	経済産業省	会計	一般会計及びエネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	項	燃料安定供給対策費	調査主体	共同
組織	—			目	燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金(一般) 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(エネ特)	取りまとめ 財務局	(関東財務局)

## ①調査事業の概要

### 【事業の概要】

本事業は、長引く原油価格の高騰が経済回復の足かせとなり、国民生活や経済活動への悪影響を防ぐことを目的として、ガソリン価格が一定の水準を超えた際に、元売事業者などに価格抑制の原資を補助金として支給し、ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格急騰の抑制を図るものである。

(エネ特事業の目的)

石油製品の低廉かつ安定的な供給。

(一般会計事業の目的)

原油価格の急激な上昇による国民生活や事業者の事業継続等への影響の緩和。

### 主な補助要件(令和4年5月時点)

#### ○対象となる業者

- ・石油精製業者及び輸入業者

#### ○対象となる油種

- ・ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料(令和4年4月28日以降追加)

#### ○補助内容

- ・前週の小売価格、卸価格の変動見込み額(前週と前々週の小売原油コストの差額<sup>※1</sup>)、及び前週の支給単価を足し合わせた額を予測価格として算出した上で、予測価格から発動基準価格168円を差し引いた額を支給(補助上限額35円を超過する分については1/2を支援)<sup>※2</sup>

※1. 小売原油コストは日本経済新聞に掲載されているドバイ原油価格により算出

※2. 補助上限額について、制度開始直後は5円、令和4年3月10日以降は25円、4月28日以降は35円とするなど制度を見直してきている

### 事業の流れ、補助率



## ②調査の視点

### 1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 本補助金がガソリン販売価格に転嫁され、抑制されているか。

### 2. 事務局調査の実態

- 事務局による価格調査や訪問調査は、実効性のあるものになっているか。

### 3. 本補助金による価格抑制効果(試算)

- 補助金によるガソリン価格抑制効果について、定量的な測定を行う。

### 【調査対象年度】

令和3年度～4年度(7月まで)

### 【調査対象先数】

- ・サービスステーション(SS) : 294先
- ・事務局 : 1先
- ・コールセンター : 1先

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

## ③調査結果及びその分析

### 1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 小売事業者（SS・計294事業者）に対し、ガソリンの販売価格の決定方法等について、書面及び聞き取り調査を行い、補助金の販売価格への影響について、実態を調査した。

（小売価格と補助金【表1、2】）

- SSの店頭でのガソリン販売価格について
- ・ 約2割（36SS）が補助金全額分抑制できていない
  - ・ 約3割（49SS）が補助金全額分抑制できているか分からない、との回答であった。
- 補助金全額分を販売価格に転嫁していない理由としては、
- ・ 約8割（64SS）から近隣店舗の市況を見て判断したとの回答があったほか、
  - ・ 約5割（41SS）から過去の価格変動による転嫁不足が生じていた、小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたとの回答があった。

- なお、SSにおける在庫管理について確認したところ、在庫の仕入価格を販売価格に随時反映していると回答したSSは約6割（95SS）であった。【表3】  
販売価格は近隣店舗の市況等を加味するため在庫ごとに仕入価格をそのまま販売価格に反映しているわけではないとの回答もあった。

【表1】補助金で小売価格がどの程度抑制されているか

	回答数	(割合)
①補助金全額分抑制されている	70	(45.2%)
②補助金全額は抑制されていない	36	(23.2%)
③分からない	49	(31.6%)

n=155（未回答2先除く）

【表2】補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由

	回答数
①近隣店舗の市況を見て判断したため	64
②過去の価格変動による転嫁不足が生じていたため	21
③小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたため	20
④卸売価格に補助金がいくら反映されているか知らないため	15
⑤卸売価格時点で補助金全額が反映されていなかったため	12
⑥その他	7
⑦将来の需要見込みを考慮して	6
⑧自社の利益(赤字補填等)に充てたため	2
⑨販管費(人件費や設備投資費等)に充てたため	0

【表1】で②及び③と回答した85先を対象（複数選択可）

【表3】在庫の仕入価格ごとに販売価格を分けて管理しているか

	回答数	(割合)
①販売価格に随時反映している	95	(60.5%)
②反映していない	62	(39.5%)

n=157

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

## ③調査結果及びその分析

### 2. 事務局調査の実態

- 毎週の小売価格の状況については、本事業の事務局が調査を実施することとされているところ、その実態について、事務局及びSSの双方の調査を行った。

#### (調査の実施状況)

- 事務局からSSに対して、毎週電話による価格の聞き取り調査を行い、うち、対前週からの価格上昇の大きいSSについては、訪問調査を実施している。【表4】
- SSに対して、訪問調査の実施状況について確認したところ、「調査を受けたことがある」と回答した先は全体の約1割程度となっており、事務局からの聞き取り内容とおおむね一致した。【表5】

#### (調査実態)

- 訪問調査の内容について、事務局に確認したところ、実際の店頭価格の確認、店頭価格がなぜ上がっているか及び本事業は効果があったか実感しているかの確認にとどまっていた。また、訪問する調査員については、事務局からの再委託先である人材派遣会社が採用した者とされ、特に調査事務への従事歴や専門知識等を踏まえて採用されているわけではなかった。
- 事務局へのヒアリングの際の回答と、SSへのヒアリングにより把握した内容との間にも齟齬が見られた。「訪問調査を受けた」と回答したSSに対してヒアリングを実施したところ、価格を聞き取り、看板の写真を撮影するだけの価格調査と変わらなかったという回答が大半を占めた。【表6】
- また、事務局によれば、訪問調査を行った先について、その後の価格がどのように推移しているか、特段のフォローを行っているわけではないとのことであった。

#### (訪問調査先のその後の状況)

- 事務局に対して、訪問調査を受けたSSのうちガソリン価格に1週間で10円以上の差が発生していたSS（令和4年3～4月で368SS）について、訪問調査を受けた後のSSのガソリン価格動向を確認したところ、全国ガソリン平均価格※は抑制されている中でも、個社別に見るとガソリン価格が高止まりしたままのSSが26確認され、補助金による狙いが十分に発現していないだけでなく、小売価格はSSが独自に決められるものであるものの、補助金がSSの経営改善に実質的に使われていると見られる事例もある。

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁が毎週実施）

【表4】電話による価格調査実施状況（頻度含む）

	回答数	(割合)
①受けたことがある	111	(70.7%)
調査を受ける頻度はどのくらいか※		
(1)週に1回程度	65	(58.6%)
(2)2週間に1回程度	23	(20.7%)
(3)月に1回程度	20	(18.0%)
(4)2～4か月に1回程度	3	(2.7%)
②受けたことはない	46	(29.3%)

※欄については、①の回答数（111先）が母数 n=157

【表5】訪問調査を受けたことがあるか

	回答数	(割合)
①受けたことがある	16	(10.2%)
②受けたことはない	141	(89.8%)

n=157

【表6】訪問調査で何を聞かれたか

	回答数
①油種ごとの価格の聞き取りや看板の写真撮影	12
②補助金が入って販売価格への影響や効果があったか	4
③回答なし	3

【表5】で①と回答した16先を対象（複数回答可）



# 総 括 調 査 票

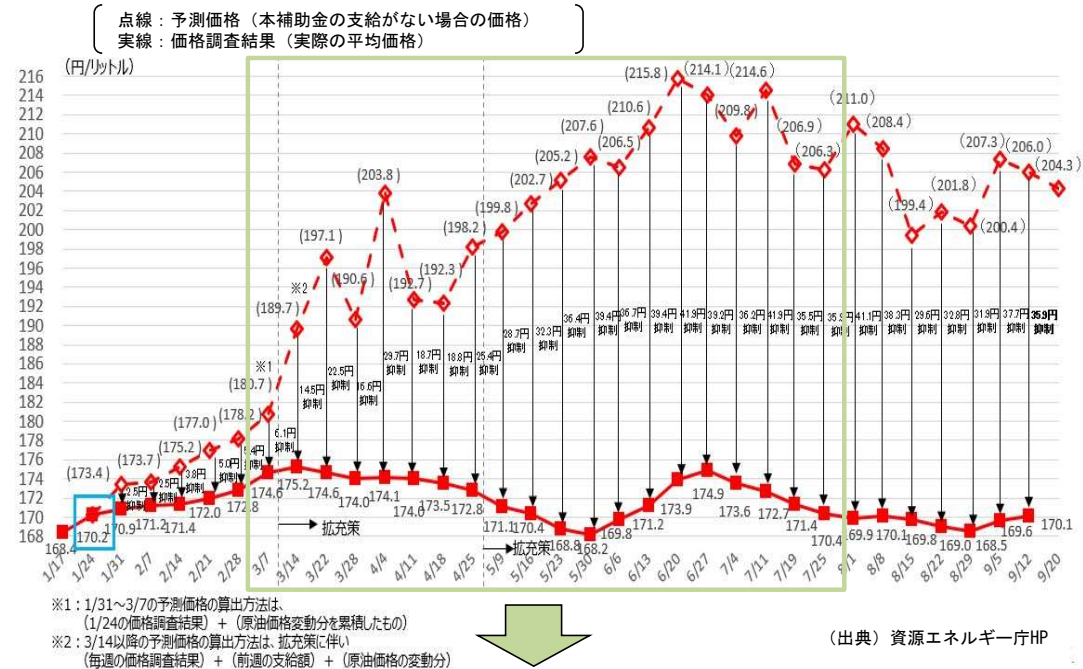
調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

## ③調査結果及びその分析

### 3. 本補助金による価格抑制効果（試算）

- 資源エネルギー庁では、毎週のガソリン全国平均価格の予測価格（本補助金の支給がない場合の価格）と価格調査結果（実際の平均価格）を発表し、各週、補助金によってガソリン価格が予想価格よりどれだけ抑制されたか公表している。【図1】
- 補助金支給単価と抑制額の幅（予測価格と実際の平均価格との差額）を比較し、令和4年3～7月のガソリン販売実績量を基に、機械的に推計したところ、ガソリン分で、実際の抑制額が補助額を約110億円下回る結果となっている。【表7】
- 1. のSSへの調査では、補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由として、約8割から近隣店舗の市況を見て判断したためなどの回答がなされており、ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性がある。

【図1】 ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果



【表7】 令和4年3～7月補助支給額と抑制額の関係（単位：百万円）

	補助金額（支給単価）	抑制額（抑制単価）	乖離額
2022/3/1～3/2	1,177 (5.0円)	1,271 (5.4円)	▲94
2022/3/3～3/9	4,119 (5.0円)	5,025 (6.1円)	▲906
2022/3/10～3/16	14,582 (17.7円)	11,945 (14.5円)	2,636
⋮	⋮	⋮	⋮
3月合計	58,739	53,949	4,790
4月合計	83,354	83,024	330
5月合計	124,928	120,698	4,230
6月合計	137,678	137,503	175
7月合計	153,013	151,492	1,522
<b>3～7月合計</b>	<b>557,713</b>	<b>546,666</b>	<b>11,047</b>

※1. ガソリン販売量については、3月販売実績量3,648百万L/月、4月販売実績量3,535百万L/月、5月販売実績量3,622百万L/月、6月販売実績量3,508百万L/月、7月販売実績量3,998百万L/月（3～7月全て元売事業者の概算払い請求における合計販売量）をそれぞれ日割りして使用。  
 ※2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計、乖離額とは合致しないものがある。

## ④今後の改善点・検討の方向性

- 事務局によるSSに対する調査が抑止力としての効果を十分に発揮していないことが考えられることから、訪問調査の実施内容等について見直すとともに、本補助金の趣旨について改めてSSに対し周知徹底を行い、補助金全額の販売価格への転嫁を促すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(25) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：5,802百万円 ほか （参考 令和4年度：4,000百万円）		
府省名	経済産業省	会計	一般会計	項	経営革新・創業促進費	調査主体	本省
組織	中小企業庁			目	中小企業経営支援等対策委託費	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

本事業は、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決を支援し、地域経済の活性化を目指すことを目的として、「よろず支援拠点事業」等の相談体制を整備するものである。

#### ○よろず支援拠点事業：

次の機能を有する総合相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置・運営している。

#### ①ワンストップ機能

「どこに相談したらよいか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対して、よろず支援拠点の専門家が課題を整理した上で、的確な支援機関等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

#### ②コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題について、商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

#### ③高度な経営アドバイス

よろず支援拠点にいる中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援を行う。



## ②調査の視点

○ 全国のよろず支援拠点における相談対応件数は年々増加している。

（平成26年度（事業開始年度）：65,737件

⇒令和3年度：458,440件）

これら事業者からの相談が、各支援拠点においてしっかりと課題発見・解決につなげられることが必要であり、これらの成果を定量的に把握することが重要である。

○ とりわけ、令和4年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構において本事業の全国本部機能を強化したところである。これを機会と捉え、拠点ごとの活動状況を比較した上で、各拠点の質の平準化や底上げにつなげていくことが重要である。

上記の観点から、次の事項を調査・分析する。

1. 各拠点における「課題発見」や「課題解決」の定量的把握及びそれらの拠点間比較
2. 支援拠点の実績評価の予算配分への反映状況

【調査対象年度】令和元年度～令和3年度  
【調査対象先数】事務局：1先

# 総括調査票

調査事業名 (25) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

## ③調査結果及びその分析

1. 各拠点における「課題発見」や「課題解決」の定量的把握及びそれらの拠点間比較

【図1】1相談者当たりの平均課題発見件数（拠点別）



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄道県県県県県県県県県県都川県県県県県県県県県府府県県県山県県県県県県県県県県県県県県県県県

○ 1相談者当たりの平均課題発見件数【図1】を比較すると、大半の拠点が1件程度となっている中、複数の課題を発見できている拠点もある。複数課題の発見は、より総合的な視点で相談者の気付いていない課題を発見できていると言える。

○ 他方で、1相談者当たりの平均課題解決件数【図2】を見ると、拠点間にばらつきがある上、全国平均で0.34となっており、多くの相談者について課題解決までたどりついていない状況が見て取れる。本事業の目的に鑑みれば、課題の発見にとどまらず、解決まで確実に結び付けていくことが重要である。

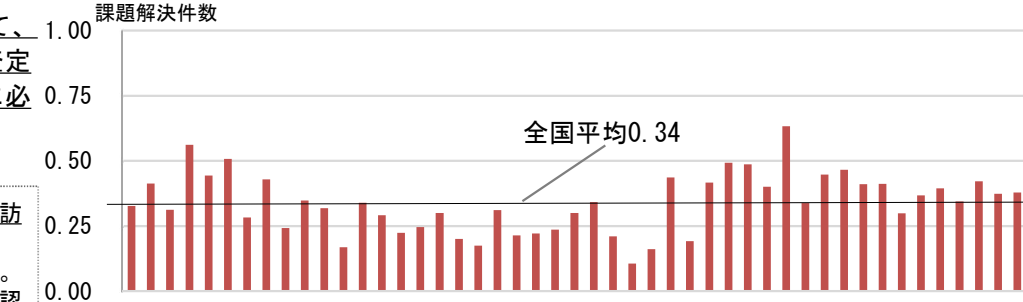
2. 支援拠点の実績評価の予算配分への反映状況

○ 予算配分に当たっては、各拠点からの予算要求額に対して、それぞれの拠点への評価結果【参考】を勘案して配分額を査定することとしているが、実際には評価結果の差が予算査定に必ずしも現れていない。【図3、4】

### 【参考】よろず支援拠点の評価方法

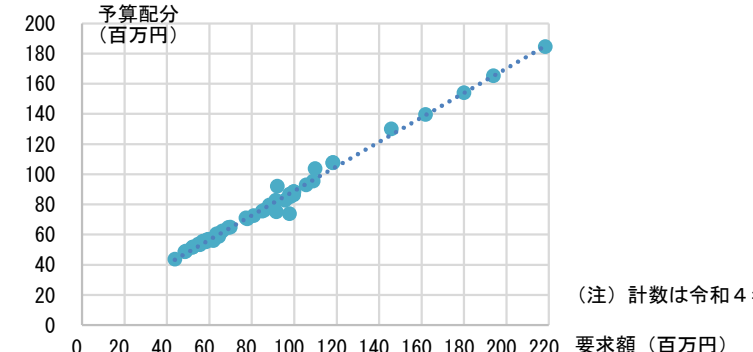
- ・ 拠点の実績を把握する基本的な指標として、相談対応件数、来訪相談者数、課題解決件数、ネットワーク活動件数の4つを設定。
- ・ 複数の評価指標を組み合わせ、多角的な面から拠点を評価する。評価には、名寄せ後の全相談者数、フォローアップによる成果の確認、満足度調査、他の支援機関からの評価等を加味する。
- ・ 相談者に対する支援の内容、他の支援機関との連携、拠点運営の創意工夫等について、評価委員会による面接審査を実施。（「令和3年度よろず支援拠点の評価方針」（よろず支援拠点全国本部 令和3年10月29日改訂）から抜粋）

【図2】1相談者当たりの平均課題解決件数（拠点別）



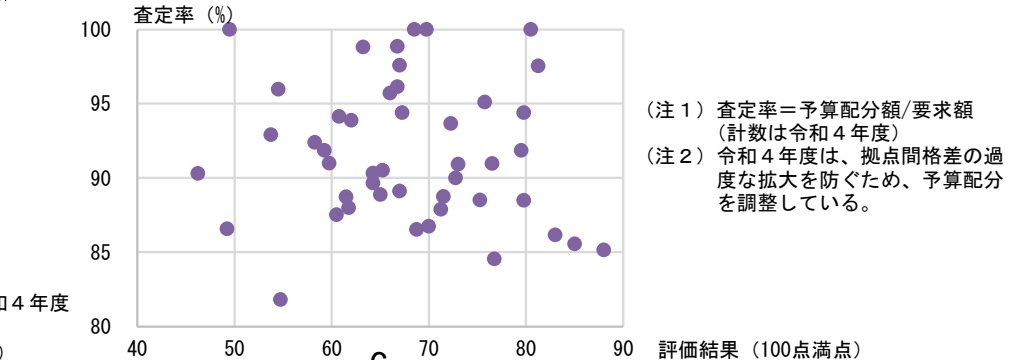
北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄道県県県県県県県県県県都川県県県県県県県県県府府県県県山県県県県県県県県県県県県県県県県県

【図3】よろず支援拠点の要求額（横軸）と予算配分額（縦軸）



（注）計数は令和4年度

【図4】よろず支援拠点の評価結果（横軸）と査定率（縦軸）



（注1）査定率=予算配分額/要求額（計数は令和4年度）  
（注2）令和4年度は、拠点間格差の過度な拡大を防ぐため、予算配分を調整している。

## ④今後の改善点・検討の方向性

1. 各拠点における「課題発見」や「課題解決」の定量的把握及びそれらの拠点間比較

- 課題発見件数、課題解決件数には、いずれも拠点間のばらつきがあることを踏まえ、例えば、
  - ① 課題発見のためのガイドライン等の整備
  - ② 課題解決の取組について、優良事例・ノウハウの横展開強化などを講じ、各拠点の質の平準化や底上げを図るべき。

○ 特に、本事業の有効性の観点では、課題解決件数の改善が必要である。その際、相談者数が増加傾向にあることも踏まえると、よろず支援拠点における限られた人的リソースのみによって解決を目指すのではなく、当該地域における他の支援機関等への紹介・連携を積極的に推進し、地域のハブとしての役割を果たしながら、効率的に課題解決に導くことが重要である。

2. 支援拠点の実績評価の予算配分への反映状況

○ 各拠点の活動に基づく評価結果が予算査定に反映され、各拠点のインセンティブとして機能するよう、予算配分方法の見直しを図るべき。



# 総括調査票

調査事案名	(27) 地域公共交通確保維持改善事業			調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 48,907百万円の内数 (参考 令和4年度 : 20,509百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計 一般会計	項目	地域公共交通維持・活性化推進費	調査主体	共同	
組織	国土交通本省			地域公共交通確保維持改善事業費補助金	取りまとめ財務局	(中国財務局)	

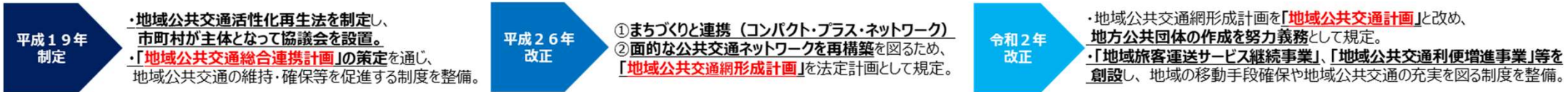
## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

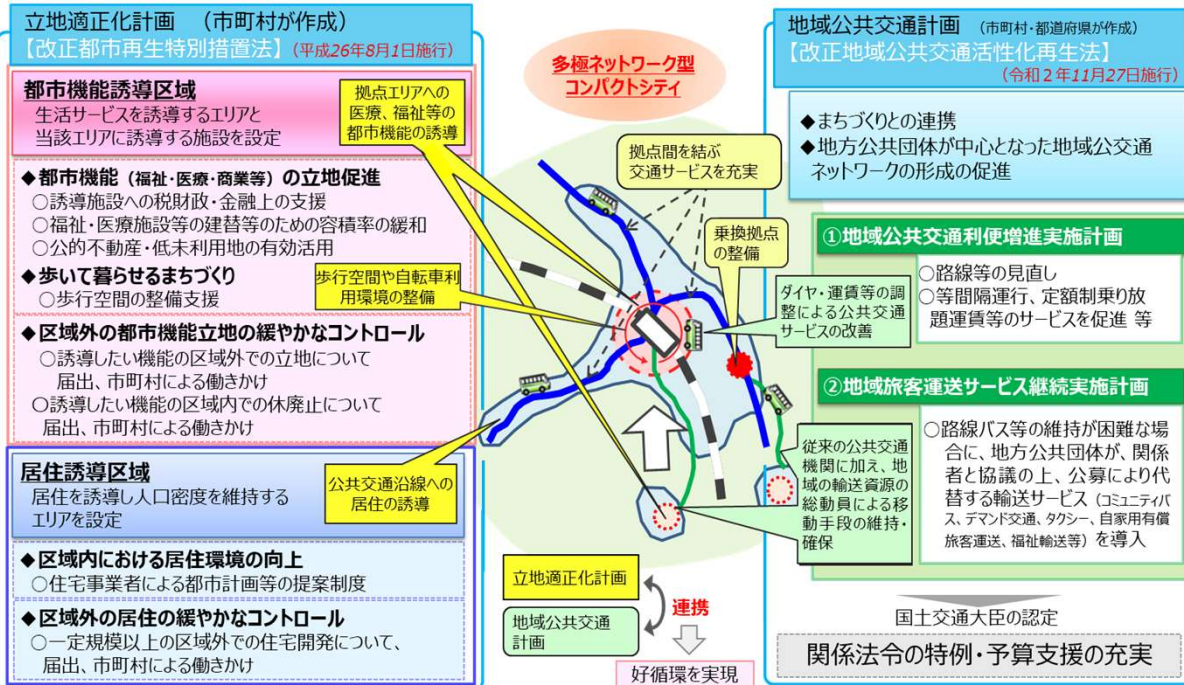
地域公共交通確保維持改善事業は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「地域公共交通活性化再生法」という。)等を基に地域の多様な主体の連携・協働による地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援している。

「交通政策基本法」に基づく第2次交通政策基本計画においても、「地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現」「まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進」が目標とされている中、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画の策定状況等について、自治体の人口規模に応じた課題等の違いや、まちづくりとの連携における期待される効果や課題について調査する。

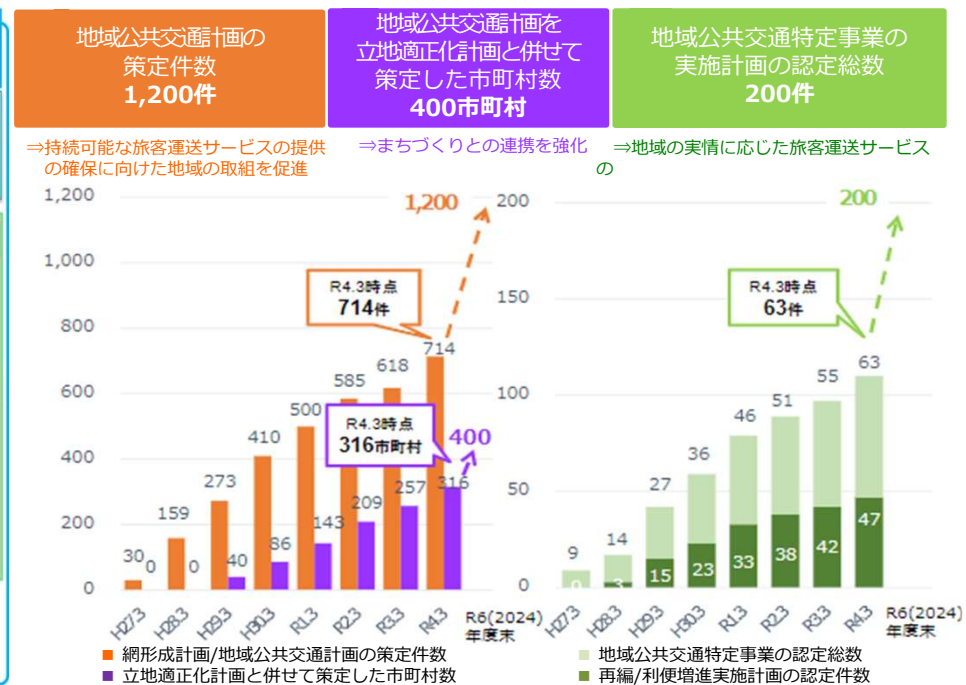
### 地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷



### コンパクト・プラス・ネットワークのための計画整備



### 新たな政策目標値 (いずれもR6(2024)年度末時点)



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 地域公共交通確保維持改善事業

## ②調査の視点

【調査対象年度】  
令和3年度  
【調査対象先数】  
市区町村：1,741先  
(うち有効回答数  
1,384先)

1. 地域公共交通網形成計画/地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画等」という。)の策定状況について

・地域公共交通計画策定等の目標達成に向け、その課題について、自治体の人口規模に分けて確認する。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 地域公共交通計画等の策定状況について

#### (1) 地域公共交通計画等の策定状況

・回答があった1,384先のうち、計画策定済671件、策定中383件、策定予定なし330件であった。  
・計画策定率を人口規模別で見ると、大規模(10万人以上)63%、中規模(1万~10万人未満)54%、小規模(1万人未満)28%であり、小規模自治体の策定が進んでいないことが分かった。  
・策定に至らない理由を人口規模別で見ると、規模の大きさで未策定理由の構成順位は変わらないものの、規模の小さい自治体に行くほど、体制が不十分・ノウハウが不十分という回答が多かった。

【表1】

【表1】地域公共交通計画等の策定に至らない理由 ※複数回答

人口	体制が不十分	ノウハウが不十分	コスト負担が過大
大規模	34%	23%	17%
中規模	56%	42%	21%
小規模	64%	49%	22%

#### (2) 計画策定のための取組について

・1.(1)で体制が不十分・ノウハウが不十分との回答が多かった一方、地域公共交通計画の策定予定がある自治体の、地域公共交通の課題に対する取組について見ると、どの人口規模においても、「交通事業者との定期的な協議の実施」や「都道府県や周辺の自治体との意見交換の実施」の数値が高かったが、「庁内の組織体制の改編」と、「専門家等の人材の外部登用」の数値は、相対的に低かった。【表2】

【表2】地域公共交通計画の策定を予定している自治体における地域公共交通の課題に対する取組 ※複数回答

人口	交通事業者との定期的な協議の実施	住民等が参加するセミナーやワークショップの実施	庁内勉強会・研修の実施	庁内の組織体制の改編	都道府県や周辺の自治体との意見交換の実施	専門家等の人材の外部登用	その他
大規模	84%	25%	18%	12%	57%	14%	10%
中規模	64%	8%	6%	4%	45%	7%	14%
小規模	56%	2%	3%	2%	48%	6%	19%

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 地域公共交通計画等の策定状況について

・国土交通省は、各自治体における計画策定の加速化に向けた支援については、体制整備やノウハウの共有を促進する取組として、多くの自治体がノウハウを習得しつつ交流もできるセミナーの開催のみならず、中・小規模自治体も含めた複数自治体間での連携を促進することで、リソースの共有による体制の強化や、自治体間でのノウハウの共有を図るべきではないか。



# 総括調査票

調査事案名 (27) 地域公共交通確保維持改善事業

## ②調査の視点

2. 地域公共交通施策とまちづくり施策との連携について

・地域公共交通計画等と立地適正化計画に基づくまちづくり施策との連携について、期待される効果やその課題について確認する。

公的負担の軽減の状況を調査したところ、「自治体の公的負担の軽減」において、地域公共交通計画等と立地適正化計画の両方を策定している自治体の方が効果が大きかった一方、「利用者増加」「収益改善」については、必ずしも有意な差は見受けられなかった。【表4】

・そこで、立地適正化計画を策定済み、又は予定ありと回答した自治体における、公共交通部局とまちづくり部局との連携について調査したところ、「同一部局で担当」「庁内会議を設置し情報共有」など、密に連携できる体制を構築している自治体が多かった。一方、まちづくり部局と「連携していない」と回答した自治体も、74件と1割強に上った。その理由としては、「庁内での調整が困難」との回答が多かった。【表5】【表6】

・さらに、複数の自治体で地域公共交通計画等を策定した自治体に、複数の自治体で地域公共交通計画等の策定理由を確認したところ、「広域的な交通ネットワーク（バス路線等）の見直しが必要」「広域的な移動ニーズへの対応」という回答が大部分を占めていたものの、「まちづくり施策との整合性」という回答は、少なかった。【表7】

## ③調査結果及びその分析

### 2. 地域公共交通施策とまちづくり施策との連携について

【表3】人口規模別の地域公共交通計画等及び立地適正化計画の策定状況

	大規模	中規模	小規模
①地域公共交通計画等策定済み、かつ立地適正化計画策定済み	100件	161件	4件
②地域公共交通計画等策定済み、かつ立地適正化計画策定予定中	26件	100件	6件
地域公共交通計画等を策定している各規模の自治体数に占める、①+②の割合	86%	62%	10%

・「地域公共交通計画等と立地適正化計画をともに策定済みの自治体」又は「地域公共交通計画等は策定済みで、立地適正化計画の策定を予定している自治体」について、人口規模別で見ると、規模の大きい自治体ほど立地適正化計画の策定済み及び策定予定割合が多かった。【表3】

・「地域公共交通計画等及び立地適正化計画をともに策定済みの自治体」と「地域公共交通計画等のみ策定している自治体」における、地域公共交通の利用者増加数、収益改善、

【表4】地域公共交通の利用者増加数、収益改善、公的負担の軽減の状況

	地域公共交通の利用者増加			地域公共交通の収益改善			自治体の公的負担の軽減		
	増加	変わらない	悪化	改善	変わらない	悪化	軽減	変わらない	悪化
地域公共交通計画等及び立地適正化計画をともに策定済	9%	6%	52%	7%	6%	39%	14%	5%	30%
地域公共交通計画等のみ策定	8%	8%	43%	5%	11%	25%	5%	7%	31%

【表5】公共交通部局とまちづくり部局との連携状況 ※複数回答

同一部局で担当	178件
庁内会議を設置し情報共有	176件
庁内勉強会・研修を開催	18件
専門家等の外部人材を登用	13件
連携していない	74件

【表6】公共交通部局とまちづくり部局が連携していない理由 ※複数回答

庁内での調整が困難	31件
コスト負担が過大	1件
連携の必要性を感じない	11件

【表7】複数の自治体で地域公共交通計画等を策定した理由 ※複数回答

広域的な交通ネットワーク（バス路線等）の見直しが必要	広域的な移動ニーズへの対応	定住自立圏等の地域圏との整合性	まちづくり施策との整合性	行政としての持続可能な都市運営	単独で策定する体制・ノウハウがない	その他
99件	86件	23件	15件	7件	10件	15件

## ④今後の改善点・検討の方向性

2. 地域公共交通施策とまちづくり施策との連携について

・国土交通省は、表4～6の結果を踏まえ、自治体に対し、地域公共交通計画等の策定に併せて、立地適正化計画等のまちづくり計画の策定及び連携について、より効果が上がるよう、まちづくり部局との連携を推進する方策を検討すべきではないか。

・例えば、庁内での調整が困難で、公共交通部局とまちづくり部局が連携していない自治体に対して、庁内調整に関する他の自治体の好事例の横展開を図るような取組をすべきではないか。

・国土交通省は、自治体が複数組んで地域公共交通計画を策定する場合でも、それぞれのまちづくり施策と整合性が取れるよう促していくべきではないか。

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(38) データ入力業務の請負等に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和3年度（調査対象実績額）：6,133百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(関東財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

各官署は、申請書、アンケート、報告書、各種データなどの紙書類や電子データを、あらかじめ定められた様式やシステム等に入力等するための業務（以下「データ入力業務」という。）について、外部業者と請負等の業務委託契約を締結し、事務を執行している。

今般、各官署におけるデータ入力業務の請負等に係る契約の有効性・効率性や、契約の適正な履行の確保に向けた取組等を把握するために、調査を行ったものである。

（参考）データ入力業務の種類例

定型様式への単純入力、入力様式の作成を含めたデータ入力、集計、分析、プログラム作成、その他

### ※調査対象外

- ・ 契約の中にデータ入力業務以外の業務が含まれ、データ入力業務が主たる業務ではないもの
- ・ 基データが音声のもの
- ・ 派遣契約のもの（対象は業務委託契約のみ）

## ②調査の視点

### 1. 契約の有効性・効率性について

- (1) 費用対効果等の把握状況等について
- (2) 入力誤り等の再発防止について
- (3) 基データの電子化について

### 2. 契約の適正な履行の確保（無断再委託の未然防止）

- (1) 契約書等への記載状況等
- (2) 再委託の実施状況等

### 3. 契約の競争性の確保

#### 【調査対象年度】

令和3年度

#### 【調査対象先数】

407先（本府省等44先、地方支分部局等363先（※））

（※）事務所等出先機関を含まない。

#### 【調査契約件数】

189件（407先のうち83先で契約あり。また、1先当たり金額上位10件を回答上限とした。）

## ③調査結果及びその分析

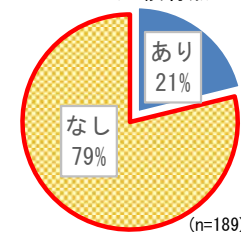
### 1. 契約の有効性・効率性について

#### (1) 費用対効果等の把握状況等について

##### ①コスト比較有無（事前把握）

外部委託を行うべきかどうかの事前検討段階において、委託することによるコストと、職員が当該作業を行う場合の内製コスト相当額や事務負担量を比較検討していない契約が約8割であった。【図1】

【図1】（事前把握）  
コスト比較有無



#### 【実例】事前のコスト比較

##### 【定量把握】

- ・ 職員（非常勤含む）が当該作業を行った場合の内製コストと、委託した場合のコスト（発注予定金額や参考見積額）を事前に比較し、委託した方が経済的であることを確認している。  
[内製コスト計算例] 1時間当たり職員人件費（円）×作業時間（時間）×作業件数（件）×人数

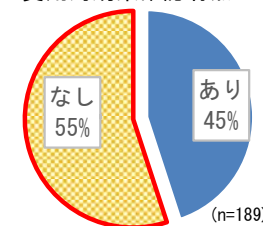
##### 【定性把握】

- ・ 非常勤職員による内製での実施も考えられたが、多くの量を短時間で集中的かつ正確に入力を実施するなどの専門的スキルが必要となることに加え、内製の場合には、作業場の確保や入力機器の調達、システム構築、さらには監督職員も必要となることを総合的に勘案し、委託による実施とした。

##### ②費用対効果確認有無（事後把握）

外部委託による成果物の受領後、無駄や非効率はなかったかや、外部委託によりどのような効果があったかなどの費用対効果の確認を行っていない契約が過半であった。【図2】

【図2】（事後把握）  
費用対効果確認有無



#### 【実例】事後の費用対効果確認

##### 【定量把握】

- ・ 非常勤職員を雇用した場合と、請負業者に委託した場合とのコストを比較し、アンケート1枚当たり約10円のコスト差が生じていることから、委託することで「コスト差×枚数」分の節減効果が得られた。

##### 【定性把握】

- ・ データ入力業務を委託することで職員のルーティン業務の作業量が減った結果、企画・立案等業務に従事することが可能となり、副次的な効果が得られた。
- ・ 調査票の作成から発送、受取、データ入力に加え、集計・分析、調査結果報告書作成までの作業をパッケージ化して発注することにより、業者の有する専門知識・ノウハウを活用することができた。

# 総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (38) データ入力業務の請負等に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### (2) 入力誤り等の再発防止について

データ入力業務の特徴として、多くの入力量を伴うものや、専門性が求められるものがあるため、一定割合の入力誤り等の発生があらかじめ想定されている場合があるが、入力誤り等が発生すると、データ入力業務の完了後に、請負業者あるいは発注元の職員による補正作業が発生するため、効率性の観点からは、可能な限りにおいて、入力誤り等の再発防止を図ることが望ましい。

今回の調査対象のうち、過去に同様の業務の請負等を行っていた「既存」の事案は8割を超えており、これら既存事案の中には、入力誤り等により補正が発生しているものが約3割見られた。【図3】【図4】

補正が発生した要因については、業者側の誤りによるもののほか、発注者側の指示が不十分なことなど国側に起因する場合もあった。また、これらの要因を踏まえた再発防止策の実施など、成果物の精度を上げるための対策が取られていないものが約3割見られた。【図5】

#### 【実例】成果物精度向上策

- 検収作業で把握した誤りについて、原因究明と再発防止策の検討を業者側に指示し、報告を受けた再発防止策の実効性を確認の上で指導するほか、定例会議等においても改善状況を確認した。  
(再発防止策の具体例) …納入前チェック体制の整備、ミス事例の共有、入力マニュアルの改訂等
- 精度確保のため、担当者を代えて照査する作業(ベリファイ)を業者側に義務付け、さらに読み合わせも課している。
- 仕様書において、作業中に生じた問題への提案書の提出を規定し、現状の問題点を抽出することで精度向上につなげている。
- 本作業の前に、サンプルとして100件程度の入力を依頼し、入力の際に生じた不明点をリスト化した上で、不明点への回答を作成している。さらに、作業中の疑問点についても随時対応する体制を確保しており、これらの対応を通じて、入力担当者によるばらつきを回避できている。

### (3) 基データの電子化について

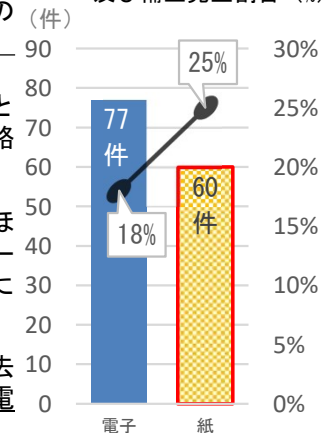
データ入力の基データは、主に紙と電子に区分されるが、今回の調査対象においては基データが紙のものよりも電子のものが多く、電子化が一定程度進んでいる状況となっていた。

併せて、紙と電子の別による補正の発生割合について確認したところ、入力ミスが発生元になりやすい紙資料のデータ化工程を省略できる電子の方が補正の発生割合が少なかった。【図6】

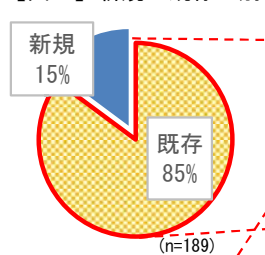
電子化することのメリットとしては、補正の発生割合の抑制のほかにも、紙の印刷・配布・回収・保管等のコストや、紙資料のデータ化・集計作業等のコストの節減につながるなど、効率性の向上に資することが挙げられる。

そうした中、今回の調査対象を確認したところ、基データが過去の紙資料である等の特性上、電子化が困難なものも見られたが、電子化に移行する余地がある事案も見られた。【表1】

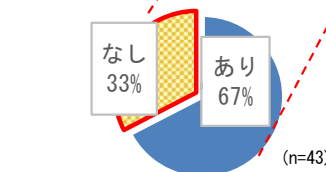
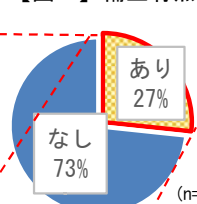
【図6】基データ態様別件数及び補正発生割合(%)



【図3】新規・既存の別



【図4】補正有無



【図5】成果物精度向上策実施有無

【表1】電子化への移行余地がある事案例 (調査結果から分析)

一部の官署では、職員の健康管理に関するアンケートの実施に当たり、紙形式での実施に限定しているため、電子形式での実施と比較すると、回収した紙アンケートをデータ化する作業分のコストが発生している。

府省等内の異なる地方支分部局において、同一業務であるにもかかわらず、基データの取扱いが紙と電子に分かれており、契約内容を比較すると、電子の方が単価が安価となっている。

【実例】業務情報のデータ入力  
紙 : A官署@約110円  
電子 : B官署@約30円

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 契約の有効性・効率性について

#### (1) 費用対効果等の把握状況等について

事前・事後において費用対効果等の把握を行い、節減効果が把握できている事例もあることから、支出を伴う以上、事前や事後において費用対効果等を把握の上、対外的に説明できるように努めるべきである。

#### (2) 入力誤り等の再発防止について

成果物精度向上策を講じることにより精度確保・改善が図られている事例もあることから、補正作業を軽減するため、必要に応じて、**入力誤り等の再発防止に向けた善後措置を講じるべきである。**

#### (3) 基データの電子化について

経費削減や業務効率化等の観点から、基データを電子化できるかどうかを確認し、**電子化が可能なものについては電子化すべきである。**



# 総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (38) データ入力業務の請負等に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. 契約の適正な履行の確保（無断再委託の未然防止）

再委託については、メリット・デメリットの両面を考慮しつつ、その上で、無断再委託等の不適切な再委託がなされることのないよう、発注者側の責として、契約の適正な履行の確保に努める必要がある。

**再委託のメリット**

- ・大規模なものや専門性の高いものであっても、受託者側が対応しやすい。
- ・受託者単体で業務を引き受けるよりも、コストを安く抑えられる可能性がある。

**同デメリット**

- ・情報漏洩のリスクが高まる。
- ・業務管理上のコントロールが難しくなる。

**無断再委託防止策導入実例**

- ・業務監査や、受託者オフィスへの立入検査を実施。
- ・週に2～3回程度の業務進捗状況の確認時、併せて再委託の有無を確認。
- ・書類の一時返却を定期的に求める仕様とし、無断再委託ができていくフローとした。

#### (1) 契約書等への記載状況等

再委託については、業務上そもそも認めない取扱いとしている割合がおおよそ半数であったが、そのうち、契約書又は仕様書に再委託の禁止条項等を明記していないものが見られた。【図7】【図8】

また、明記をしていない上に、無断再委託が行われていないかや、今後の再委託の予定はないかといった自発的な期中の確認をしていないものが見られた。【図9】

#### (2) 再委託の実施状況等

今回の調査対象の多くでは再委託がなされていないものの、ごく一部で無断再委託が発覚し事後に承認したものが見られた。【図10】

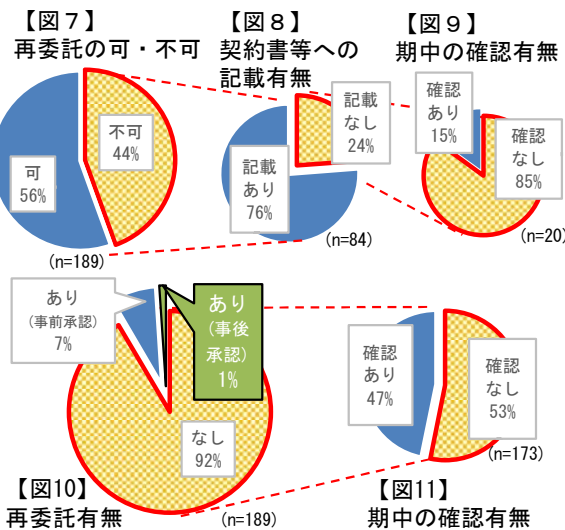
また、再委託については契約書等で契約相手方から申告がなされる取扱いとしている場合が多いことなどから、再委託が行われていないと回答があったうち、おおよそ半数の契約においては、無断再委託が行われていないかや、今後の再委託の予定はないかといった自発的な期中の確認はなされていない。【図11】

【参考】公共調達適正化について  
(H18.8財務大臣通知)

#### 2. 再委託の適正化を図るための措置

- ・一括再委託の禁止
- ・再委託の承認
- ・履行体制の把握 等

※関連部分抜粋

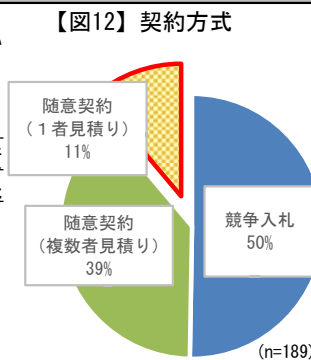


### 3. 契約の競争性の確保

契約方式を確認したところ、1者見積りの随意契約を採用している事例が約1割見られた。【図12】

また、その中には、3年連続で同一相手方との契約を行っている事案も確認された。状況を確認したところ、競争入札や複数者見積りを行うことができない状況と一般的には考えにくく、競争性確保の余地がある事案が一部見られた。【表2】

○ 予算決算及び会計令  
第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。



【表2】競争性確保の余地がある事案  
(調査票の回答から抜粋)

(例1) 作業日数及び作業時間が少ない等の理由から応募が少ないと考えられる。

(例2) 複数者から見積りを取った年度でも同事業者が最低価格であったため、1者見積りと複数者見積りの結果は同じと考えられる。

※どちらの事案も、発注者の推測であり、自ら競争性確保の余地をあらかじめ排除してしまっている。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 契約の適正な履行の確保（無断再委託の未然防止）

昨今、無断再委託の事例が見受けられているため、適正な情報管理の観点等から、官署の取組事例を参考に、無断再委託を未然防止するための自発的な取組を行うことが望まれる。

具体的には、再委託をそもそも認めないこととしている場合には、契約書等へその旨の記載を行うなど、再委託を認めていないことを契約相手方に対して明示的に伝達すべきである。

また、無断再委託が発覚し事後に承認しているものも見られていることから、再委託の予定等について、自発的な期中の確認に努めるべきである。

### 3. 契約の競争性の確保

1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の確保に努めるべきである。

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事業名	(39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和3年度（調査対象実績額）：歳入21百万円 歳出2,016百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計	項	—	調査主体	共同
組織	—		特別会計	目	—	取りまとめ財務局	(四国財務局)

## ①調査事業の概要

### 【事業の概要】

各官署は、庁舎内の職員が排出する資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙、ガラス瓶、その他）について、ごみ処理業者において処理したり、売払いを実施したりするなどして、再生可能な資源ごみの処理を行っている。

（本調査は、平成23年度調査のフォローアップ調査として実施。）

### 【前回の調査結果（平成23年度）の概要】

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

資源ごみを売却契約できている庁舎があることから、廃棄物の委託処理契約の入札等に係る予定価格の積算において、再生資源としての売却代金相当額を適切に予定価格に反映することにより、売却契約の促進、又は、委託処理単価の引下げを図るべきである。

一括契約を行っている庁舎においても、品目別契約と同様に、再生資源としての売却代金相当額を適切に予定価格に反映することにより、委託処理単価の引下げ方を検討するべきである。

#### 反映の内容等

再生資源としての売却代金を適切に予定価格に反映することにより、売却契約の促進、又は、委託処理単価の引下げを図っていく。

## ②調査の視点

### 1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

- ・ 職員がごみを排出する際に分別をきちんと行い、処理費用の節減に努めているか。
- ・ 官署で排出されたごみ（事業系一般廃棄物等）のうち、売払い可能な資源ごみを、どのように処理しているのか。売払い可能な資源ごみについて売払いを実施し、収入を確保しているか。売払いが困難な場合、売払い相当額分を把握し処理費用と相殺は行われているか。

### 2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

- ・ 合同庁舎においてスケールメリットを活かした調達が行われているか。
- ・ 競争性のある契約が行われているか。

#### 【調査対象年度】

・ 令和3年度

#### 【調査対象先数】

・ 本府省等 44先

・ 地方支分部局等（※）363先  
計407先

※事務所等出先機関を含まない。

## ③調査結果及びその分析

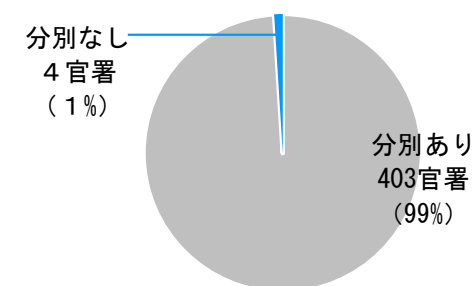
### 1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

#### (1) ごみの分別状況について

職員が庁舎内の執務室等からごみを排出する時点で、あらかじめごみを分別して排出していない場合には、その後のごみの処理段階において、庁舎の清掃業者又はごみの搬出業者側で分別を行う作業が発生する。

令和3年度末時点における407官署のごみの分別状況について確認したところ、少なくとも4官署では、職員のごみの排出時点でごみを分別することとされていない。【図1】

【図1】職員排出時点でのごみの分別状況（n=407）



また、分別を行っているとの回答があった官署の中には、一定程度の分別はなされているものの、分別が徹底されていないため、仕様上、清掃業者に分別作業を委託している官署が複数見られた。

ごみの分別をしていない理由は「庁舎の清掃業務を委託している業者が分別することとしている」というものであったが、職員がごみを排出する時点で分別を行えば、業者側においてごみの分別に要する作業見合い分の経費を節減できた可能性がある。

# 総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

#### (2) 売払い及び売払い相当額の相殺の実施について

##### ①資源ごみの処理に係る契約件数

令和3年度における資源ごみの処理に係る契約(634件)のうち、売払いを実施している契約件数は101件(当該契約の締結官署数は40官署(※))、売払い相当額の相殺実施契約件数は66件(当該契約の締結官署数は38官署(※))、双方未実施契約件数は467件であった。【図2】 ※重複官署あり

##### ②売払い未実施の理由

売払い未実施の主な理由としては、「ごみの契約は管理官署等が行っているため」、「これまで資源ごみの売払いについて検討していなかったため」との回答であった。【表1】

##### ③売払い相当額の相殺の未実施の理由

売払い相当額を相殺していない(売払い相当額を把握していないものを含む)理由として、「検討をしていなかった」が最も多く、「売払い相当額が契約額に反映されているかどうか把握できていないため」、「排出が少量であるため」という理由を挙げる官署もあった。【表2】

他方、売払い相当額を把握している官署においては、仕様書上で売払い可能な再生資源物の売払い単価の記入を求めるなどして、売払い相当額の相殺を行っていた。

##### <売払い相当額の把握方法の事例>

- ・仕様書上で、事業者が提出する見積書において、売払い可能な再生資源物の売払い単価の記入を求めている。
- ・仕様書上で、「受託業務完了報告書」、「受領書」及び「計量証明書」を求めている。
- ・契約書において売払い単価、予定数量を定めている。

資源ごみの売払い品目別契約件数及び売払い相当額の相殺実施品目別契約件数では、どちらも古紙等が最も多く、未実施の官署においては「行政文書(要機密情報含む)に係る廃棄であるため、売払い等は実施していない」との回答があったが、実施官署の取組を参考にしながら古紙の売払い及び売払い相当額の相殺を検討する余地がある。【表3】【表4】

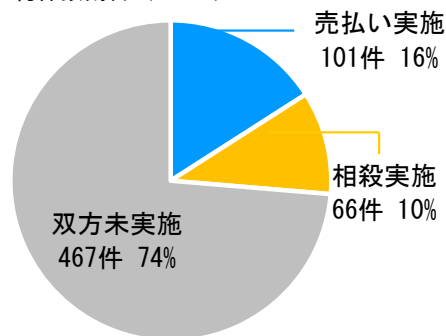
##### <行政文書の売払い及び売払い相当額の相殺の実施事例>

- ・裁断機リース契約満了時に仕様変更を行い(裁断屑の排出形状を変更)、売払い資源として活用が可能となった。
- ・運搬から溶解(文書の判別不可能な状態)まで職員が立会い、溶解したものは業者が再び資源として活用。

### 【参考】

平成23年度調査の反映で、資源ごみは「再生資源としての売却代金を適切に予定価格に反映することにより、売却契約を促進、又は、委託処理単価の引下げを図っていく。」としているが、上記のとおり今回のフォローアップ調査において、多くの官署が売払い及び売払い相当額の相殺の実施について検討をしていなかったという結果であった。

【図2】令和3年度売払い契約、売払い相当額の相殺実施契約及び双方未実施契約件数割合(n=634)



【表1】主な売払い未実施の理由

理由	件数
ごみの契約は管理官署等が行っているため(売払いなし又は売払い把握なし)	122
検討をしていなかったため	106
管理官署で一括売払いを行っているため	98
少量または回収費等の経費の方が上回るため(無料回収含む)	25
行政文書(要機密情報含む)であるため	6
保管場所確保が困難なため	2

【表2】主な売払い相当額の相殺未実施(未把握)の理由

理由	件数
検討をしていなかったため	42
把握できていない(仕様書等に記載なし含む)	22
少量のため	21
売払契約と処分契約は別にしていないため	16
額は把握していないが相殺はされている	14
行政文書(要機密情報含む)であるため	13
管理官署等での契約のため把握していない	7
無料回収	3

【表3】主な品目の売払い契約件数・平均契約単価

品目	契約件数	平均契約単価(円/kg)
古紙等	79	2.9円
シュレッダーごみ	24	1.7円
鉄くず等	12	16.2円

【表4】主な品目の売払い相当額の相殺実施契約件数

品目	契約件数
古紙等	22
アルミ缶	10
スチール缶	8
ペットボトル	8
ガラス瓶	7

(注) 1契約で複数品目契約している場合は、品目ごとにそれぞれカウントしている



# 総 括 調 査 票

(行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

#### (1) 合同庁舎入居官署における調達方式等について

合同庁舎入居官署の資源ごみの処理に係る調達(※1)方式は、調査を実施した全ての官署において、古紙等を除いてはスケールメリットを活かした共同調達又は一括調達(※2)を行っていた。

他方、令和3年度における合同庁舎入居官署の古紙等の処理に係る契約を確認したところ、全120件のうち108件(調達64、売払い40、無償4)が単独の契約であり、合同庁舎のスケールメリットが活かされていない状況であった。【表5】

古紙等の処理においては、以下の主な理由により単独の契約が多かった。

- ・収入確保のため単独で売払い契約を実施
- ・行政文書(要機密情報を含む)のため単独調達(売払い相当額の相殺実施も含む)を実施

なお、資源ごみ処理に係る契約においては、古紙等において共同又は一括売払いを行っている事例が見られたことから、売払いが可能な品目については、今後、合同庁舎のスケールメリットを活かした売払いを行うことを検討する余地がある。

※1: 「調達」は支出を伴う契約を示し、「売払い」契約(収入)とは区別して記載している。

※2: 本調査票において、共同調達とは複数府省庁の官署において調達を行うこと、一括調達とは同一府省庁内の複数官署において調達を行うことをいう。

※3: 当該件数は、古紙等のみ個別に共同・一括調達を行っている契約件数である。

#### (2) 契約方式について

ごみ処理に係る契約方式を確認したところ、88%に当たる555件が競争入札又は複数者見積りによる随意契約であったが、12%(79件)が1者見積りの随意契約であった。【図3】

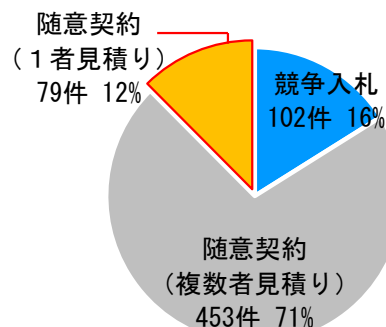
支出を伴う契約の1者見積りの随意契約の理由として「少額のため」としている官署が複数あった。他方、複数者見積りを実施している契約においては、例えば千円以下の契約も確認された。このように複数者見積りにより競争性が確保されることで、より少額となった可能性がある。

- 予算決算及び会計令  
第99条の6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【表5】 合同庁舎入居官署における古紙等の処理に係る契約状況 (n=120)

	調達 (支出)	売払い (収入)	無償	計
共同	4 (※3)	6	-	12
一括	1 (※3)	1	-	
単独	64	40	4	108
計	69	47	4	120

【図3】 各契約方式の件数割合 (n=634)



(※) 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 官署で排出されたごみの処理状況等について

職員のごみの排出時に分別がなされていない官署については、排出時にごみを分別した上で処理することによって、分別に係る処理費用の節減を図るべきである。

また、資源ごみを処分する際には、再生資源であることを念頭に、売払いによる処分を検討すべきである。

売払いによる処分が困難な場合には、やむを得ない事情がない限り、売払い相当額を委託処理費用と相殺すべきである。

なお、廃棄する行政文書についても、要機密情報が含まれることに留意した上で、売払い又は売払い相当額を委託処理費用と相殺することを検討すべきである。

### 2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について

合同庁舎入居官署が売払いによる処分を検討する際には、合同庁舎のスケールメリットも視野に入れ、共同又は一括売払いの検討をすべきである。

調達及び売払いに当たって、1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がない限り、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで、競争性の確保に努めるべきである。